

2011年11月3日（木：祝日）
14時～16時40分
於：愛媛県生活文化センター

伊方原発をとめる会 発足総会報告

議事日程

- 司会（和田宰）
- 14:00～14:10 開会挨拶（立川百恵）
- 14:10～14:40 特別報告（近藤誠）
- 14:45～14:50 議長選出・登壇（大原英記）
- 14:50～15:15 経過報告・活動方針・予算・規約提案（草薙順一）
- 15:15～15:40 質疑・討論・承認・裁決
- 15:40～16:00 裁判闘争に関する報告・提案（薦田伸夫）
- 16:00～16:20 総括質疑・総括討論
- 16:20～16:35 役員案提案・選出
- 議長降壇
- 16:35～16:40 閉会挨拶（須藤昭男）

もくじ

- P1 経過報告
- P2 資料 7月6日の県知事宛申し入れ
- P3 資料 10月9日の田中三彦講演
- P4 活動方針案
- P5 予算案、役員案
- P6 運転差止訴訟訴状骨子
- P7 規約案、事務所

一 経過報告

「伊方原発をとめる会」準備会は、6月10日以降、7回の準備会と3回の事務担当者会議、3回の弁護士準備会議を開催し、その間、伊方原発3号機の再稼動を認めない申し入れと、田中三彦氏の講演会を開催いたしました。

【2011年】

06月10日 第1回準備会

06月21日 第2回準備会

07月06日 県知事・伊方町長等への申し入れ。

愛媛県知事・伊方町長に対して、伊方原子力発電所3号機の再稼動を認めないことを求める申し入れ書を提出した。この申し入れは、愛媛県、伊方町、四国電力株式会社の3者間で締結した「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」13条により、安全確保のために原子炉の停止などの措置要求ができることによるものである。なお、この日八幡浜市長、大洲市長に対しても県と伊方町に、同様の申し入れをするように要請した。

07月21日 第3回準備会

08月10日 第4回準備会

08月30日 第5回準備会

09月13日 第1回事務担当者会議

09月21日 第6回準備会

(第1回弁護士準備会議)

09月27日 第2回事務担当者会議

10月03日 「元原子炉設計者・サイエンスライター 田中三彦講演会」

コムズにおいて、元原子炉設計者・サイエンスライター田中三彦氏の講演会開催。演題「データは地震による破壊の疑いを示している」。特別報告に、福島から避難してこられた農業従事者、渡部寛志氏。

10月17日 第7回準備会

(第2回弁護士準備会議)

10月19日 第3回事務担当者会議

(第3回弁護士準備会議)

10月28日 「伊方原発をとめる会」発足総会

10月29日

11月03日

【資料】7月6日の申し入れ資料、10月9日の田中講演会資料

福島の「事故原因は津波」は本当か！？

伊方原発に重大影響！ 福島1号は「地震」で配管損傷の疑い！

元原子炉設計者・サイエンスライター **田中三彦講演会**

10月9日(日) 午後2:00～4:30

【会場】 松山市男女共同参画推進センター コムズ 5階大会議室

【講演】 「データは地震による破壊の疑いを示している！」

【講師】 田中三彦氏 ※福島から避難されている方の体験報告もお願いしています。

東電も、原子力安全・保安院も、津波襲来まで福島原発は「正常に作動し、管理された状態にあった」としています。しかし、田中三彦さんは公開されたデータからみて、1号機が津波以前の地震動で配管損傷し、冷却水を失い始めたのではないかと指摘しています。9月末には、全国のマスコミ関係者が集まる「マスコミ倫理懇談会全国協議会」でも発言しました。地震動で「冷却材喪失」事故に至った疑いがあるということは、活断層が目の前にある伊方にとって重大問題です。さらに、原子炉の脆さ(もろさ)が進行する問題についても語っていただきます。

マスコミ倫理懇談会での田中発言を報じる共同通信社や、NHKのNewsWEB、講演予定を報じた愛媛新聞記事などによる

参加費無料 (資料代800円)

主催：「伊方原発をとめる会」準備会

連絡先

099-941-4500 (愛媛県平和運動センター：大原英記)
089-945-4526 (愛媛労連：中尾寛)
089-946-1257 (牧師・福島県出身：須藤昭男)

090-4500-3320 (講演会事務連絡担当和田)

伊方原子力発電所3号機の再稼働を認めないことを求める申し入れ書

愛媛県知事
中村 時広 殿

草薙 順一 (弁護士)
大野 恭子 (原発さよなら四国ネットワーク)
大原 英記 (愛媛県平和運動センター事務局長)
河野 文朗 (愛媛医療生活協同組合理事)
白戸 暉男 (生活協同組合コープ自然派えひめ理事長)
須藤 昭男 (牧師・福島県出身)
立川 百恵 (生活協同組合コープえひめ前理事長)
松浦 秀人 (被爆者・県原爆被害者の会事務局長)
真鍋 知巳 (医師)
村田 武 (国民の食糧と健康を守る愛媛県連絡会
長・愛媛大学社会連携推進機構教授)
渡部 寛志 (福島県農業従事者・家族とともに愛媛県内
に避難中)
和田 幸 (伊方等の原発の危険に反対する愛媛県民連
絡会代表幹事)

(発起者の筆順一以外は五十音順にて)

など伊方原発を止める会立ちあげ準備会有志

【連絡先】 和田 幸 791-0243 松山市平井町 2169-59
携帯電話 090-4500-3320

本年3月11日に発生した東日本大震災の地震動と津波により、福島第一原子力発電所1～4号機においてメルトダウンや水素爆発が発生し、大気中に放出された放射性物質だけで77万テラベクレルもの放射性物質が放出されたこととされ、国際原子力事象評価尺度（INES）レベル7の最悪の原子力発電所の事故が発生しました。

この事故により、広い地域にわたり、多数の人々が放射性物質による被曝を余儀なくされたばかりか、約7万8000人もの人々が居住地域への立ち入りを禁止され、計画的避難区域の人々、自主的に避難している人々等を加えると、膨大な数の人々が、生活手段を奪われ、故郷を追われて、不自由な避難生活を強いられています。いつになったら元の生活に戻れるか、未だに見通しすら立たない状態です。

福島第一原発の事故は、4か月近く経過した今もなお、収束の目途すら立っていません。事故原因の解析、安全対策の立案もまだできないう状態です。

6月16日、原子力安全委員会は、安全確保策の抜本的な見直しを図る必要があるとして、安全設計審査指針、耐震設計審査指針、防災指針の見直しを始めるとしたばかりです。全国の原子力発

電所の安全確保策の見直しは、これから検討される段階であり、安全確保策はまだ作成されておりません。

菅総理の要請により、浜岡原子力発電所は運転を停止しましたが、停止を要請した理由は、同原発が東海地震の震央に立地しているという理由によるものでした。しかし、危険なのは浜岡原発だけではありませぬ。伊方原発についても、巨大地震による重大な危険が指摘されています。

東海、東南海、南海の3地震が運動して発生することも予測されていますが、3連動地震の一つとされている1707年10月28日に発生した宝永地震は甚大な被害をもたらした地震で、2003年、中央防災会議は、同規模の地震が発生した場合には、関東から九州にかけて、津波や家屋倒壊で死者2万5000人の被害が出る試算しています。高知大学の岡村教授は、宝永地震時の津波堆積物約15～20cmを超える、約2000年前の約50cmの津波堆積物を発見しており、宝永地震を超える大地震の発生を警告しています。また、伊方原発の約6km沖合には、全長約600kmに及ぶ世界最大級の中央構造線活断層が走っています。岡村教授は、中央構造線は約2000年周期で活動しており、九州や四国東部で約400年前に動いたのは確実で、周期からみれば少し時間があるかも知れない。しかし、佐田岬半島は空白地帯となっており、いつそう地震の脅威が存在すると分析しています。

さらに、伊方原発3号機では、高燃焼度燃料である「ステップ2燃料」に加え、猛毒のプルトニウムを混合したMOX燃料が装荷されて、プルトニウムが行われています。運転時及び事故時のいっそうの危険が指摘されています。

そのうえ、伊方原発は国道197号線のみというアクセスで、災害発生時、脱出・救援がきわめて難しい立地です。

愛媛県、伊方町、四国電力の3者が締結した「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第13条により、愛媛県は、安全確保のために、原子炉の停止等の措置要求が出来ることになっています。

愛媛県民の生命、身体、安全を確保すべき責務を負っておられる貴殿におかれては、少なくとも、上述した国の抜本的な安全確保策の見直しが行われ、これに従った安全確保策が取られるまでは、四国電力が予定している伊方原発3号機の再稼働を認めないよう申し入れています。

二 2011年度 活動方針案

1. はじめに

福島原発の事故は、人間が制御しきれない原発の実態を示しました。今も事故の収束に至らず、膨大な被害と深刻な影響が進行しています。原発は、なくさなくてはならず、人類と共存できないものです。しかし、日本政府は今後も原発を推進しようとしています。私たちが何もしなければ伊方原発をはじめ全国の原発が稼働します。原発に頼らない覚悟と行動が今求められています。

私達は、愛媛県にある伊方原発をとめ、自然エネルギーへの転換を図ることを目的として活動します。「伊方原発をとめる」ための方法は4つあります。第1は、国策を原発から自然エネルギーに転換することです。第2は、地元の首長が稼働に同意しないことです。伊方原発であれば愛媛県知事か伊方町長が同意しないことです。第3は、裁判所の稼働停止の判決です。第4は、四国電力株式会社自身が原発をとめ、廃炉を決定することです。その鍵は、主権者である県民の世論と運動の力です。

福島での事故を風化させず、原発をとめ、自然エネルギーへの転換を国民的合意としようではありませんか。私たち一人ひとりが、立ち上がることによって日本を変え、世界を変えることができます。微力だが無力ではありません。大切な「いのち」を次の世代に引き継ぐ為に声を上げましょう。「伊方原発をとめる会」への活動に、一人でも多くの方が参加できる活動にしたいと願っています。

2. 具体方針

(1) 講演会、学習会、集会などの開催

原発の脆弱性・危険性問題、地震・津波の問題、被ばく問題、自然エネルギーへの転換、廃棄物や廃炉に向けた問題などについて、講演会や学習会を検討し企画します。国、電力、県などの動きを見た上で、時機を得た「集会」などを行います

(2) ニュース、パンフレットなどの作成

会の取り組みや、原発をめぐる様々な情勢、重要な企画の紹介、裁判に関するニュースやパンフレットなどを発行します。

(3) 伊方原発訴訟への支援

「伊方原発をとめる」ために、今回新たに取り組まれる「裁判」を全面的に支援します。原告団結成に至る支援を行い支援組織としての機能を確立します。原告団・弁護団とかたく連携した取り組みをめざします。裁判の重要な時期には、傍聴や宣伝などに取り組みます。

別紙に訴状骨子

(4) 署名活動、首長・議会等への請願など

伊方原発をとめるための、署名、要請、請願、申し入れなどに積極的に取り組みます。情勢に応じて、広く県民・国民世論の喚起につながる取り組みを検討し、会員が一致する内容で取り組みます。

(5) ホームページの開設、運営

当会の取り組みを紹介し理解と支援が広がるよう、ホームページまたはブログ様式の広報ページ作成をめざします。

(6) その他

会の運営とあらゆる行動において非暴力に徹します。会の決定については合意方式（コンセンサス方式）をとり、粘り強く合意形成をはかります。

三 2011年度予算案

2011年11月3日から2012年3月31日まで

収入の部		
個人会費	1,000,000	1000名の会費
団体会費	600,000	200団体の会費
カンパ	600,000	準備会余剰金含む
雑費	30,000	
書籍販売	10,000	
合計金	2,240,000	

支出の部		
講師費用	200,000	
賃料	250,000	月額5万
人件費	500,000	月額10万
集会会場費	100,000	会場費用・看板
会議費	20,000	事務局会議、幹事会
宣伝費	150,000	チラシ等
通信費	150,000	切手、送料等
事務所経費	150,000	電話、コピー、FAX、光熱費
事務所活動費	50,000	駐車料金、交通費他
消耗品費	50,000	印刷用紙、封筒
弁護団へ	300,000	
雑費	70,000	
予備費	250,000	
合計金	2,240,000	

四 役員案

別紙

以上

伊方原発運転差止訴訟訴状骨子

原告 伊方原発の事故によって生命，身体，健康に被害を受ける住民個人

被告 四国電力株式会社

1. 原告らが，人格権に基づき，被告に対し，伊方1～3号炉の運転停止を求める民事訴訟
2. かつての伊方訴訟により，最高裁が，「万が一を許さない原則」「現在の科学技術水準原則」「主張・立証責任原則」を確立
3. 福島第一原発事故
 - ① レベル7の最悪事故による甚大な被害
 - ② 地震動による事故
4. 原発の危険性
 - ① 大量の放射性物質の製造と蓄積
 - ② 核暴走事故(チェルノブイリ)と冷却材喪失事故(スリーマイル)
 - ③ 確率論の誤り(100万年の1回←現実には10年に1回)
 - ④ 事故による被害予測(ブルックヘブン研究所，科学技術庁)
 - ⑤ 地震の危険性
 - (ア) 地震国と立地指針との矛盾，福島第一は0.0%，6つの地震の連動は地震学者の頭になし
 - (イ) 南海連動地震(岡村教授の調査)
 - (ウ) 中央構造線(伊方1号炉では無視，2号炉では軽視)
 - (エ) 「止める」ことさえ出来ない
 - ⑥ 柏崎刈羽，福島第一で陳腐化した耐震「新指針」
 - ⑦ 長時間の電源喪失を考慮せず，単一故障で足りるとした安全設計ならびに安全評価指針
 - ⑧ 劣化による危険性
金属疲労，腐食，応力腐食割れ，中性子照射脆化と加圧熱衝撃
5. プルサーマルの危険性
6. 伊方の事故の特質
閉鎖性海域，佐田岬半島西側の避難
7. 裁判官に対する戒め
8. 結論
「主張・立証責任原則」により，「現在の科学技術水準原則」によって，「万が一を許さない原則」を満たすだけの主張・立証に被告が成功しない限り，伊方原発の運転は差し止められるべき

伊方原発をとめる会 規約

- 1条（名称） 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。
- 2条（目的） 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。
- 3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- （1）講演会、集会、学習会などの開催
 - （2）ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
 - （3）伊方原発訴訟への支援
 - （4）署名活動、首長・議会等への請願など
 - （5）ホームページの開設、運営
 - （6）その他
- 4条（会員及び総会）
- （1）本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
 - （2）総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
 - （3）総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。
- 5条（役員並びに幹事会など）
- （1）本会に共同代表を置く。
 - （2）本会には50名程度の幹事を置く。
 - （3）幹事会は会の活動を決定し執行する。
 - （4）本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
 - （5）総会または幹事会の決定に基づき、事務局員を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
- 6条（財政）
- （1）個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上とする。
 - （2）広く寄付金を募る
 - （3）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

以上

【事務所】

〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-2-3 ハヤシビル3F

TEL:089-948-9990 FAX:089-948-9991 E-MAIL: ikata-tomeru@nifty.com

【開設口座】

- ◆愛媛銀行大街道支店：【口座名】伊方原発をとめる会草薙順一【口座番号】5763831
- ◆伊予銀行本店営業部：【口座名】伊方原発をとめる会草薙順一【口座番号】4679997
- ◆郵便口座を設けることを確認した。

2011年11月3日

役員

1. 共同代表

安西賢誠（真宗大谷派専念寺住職）、大原英記（県平和運動センター事務局長）、
草薙順一（弁護士）、河野文朗（愛媛医療生協理事長）、白戸暉男（コープ自然派えひめ
理事長）、清野良榮（松山大学教授・福島県出身）、須藤昭男（インマヌエル松山キリスト
教会牧師・福島県出身）、立川百恵（コープえひめ前理事長）、中尾寛（愛媛労連特別執行
委員）、真鍋知己（医師）、益田紀志雄（医師）、村田武（愛媛大学社会連携推進機構教授）、
和田宰（伊方等の原発の危険に反対する愛媛県民連絡会議代表幹事）、渡部寛志（福島県
南相馬市から避難した農業従事者）

2. 幹事 ※総会では、50名程度を目標に2011年度幹事会の総意によって幹事の追加を可能とした。

阿部純子 安西賢誠 石本憲一 逢坂節子 大西俊夫 大原英記 奥田恭子
小倉正 梶原時義 加藤俊生 草薙順一 国元雅弘 坂田進 島本保徳 須藤昭男
武井多佳子 立川百恵 田中慈照 中尾寛 中島清延 中野鈴恵 中野正明
中川悦良 中村嘉孝 西原一字 畑野稔 村田武 山本勲 和田宰
弁護士から（薦田伸夫 東俊一 高田義之 中川創太）

3. 監査

高下博行 篠崎英代

4. 事務局

○事務局員 大原英記 奥田恭子 草薙順一 国元雅弘 武井多佳子 中尾寛
中島清延 西原一字 松浦秀人 和田宰
○事務局長 草薙順一
○事務局次長 和田宰

以上 氏名はアイウ順